

## 目次

<b>料金改定の実施について</b> .....	<b>2</b>
なぜ料金改定が必要なのですか？ .....	2
新料金への移行はいつからですか？ .....	3
料金改定を回避するために努力はしたのですか？ .....	3
借入金を増額することにより、料金改定を回避できるのではないですか？ .....	4
事業に必要な費用は、税金を充てれば良いのではないのですか？ .....	4
「平均改定率」とは何ですか？ .....	4
平均改定率の 23.4%はどのように算出しているのですか？ .....	4
段階的な値上げや、料金改定の先延ばしはできないのですか？ .....	5
上下水道審議会では、料金改定についてどのような意見が出ましたか？ .....	5
料金改定について市民の意見は聞きましたか？ .....	5
物価の高騰が続き、家計も苦しい状況を踏まえて、配慮はしましたか？ .....	6
<b>改定後の料金について</b> .....	<b>7</b>
具体的に、どの程度料金が上がるのですか？ .....	7
1 世帯あたりの人数別の使用料はどのくらいですか？ .....	8
改定後の水道料金は、県内の他の市町村と比べて安いのか？ 高いのか？ .....	8
生活保護受給世帯、低所得世帯や、生活困窮世帯に対する減免はありますか？ .....	8
<b>水道事業の経営状況について</b> .....	<b>9</b>
水道事業はそんなに経営が苦しいのですか？ .....	9
近い将来に再び水道料金が値上げされることはないのですか？ .....	9

## 料金改定の実施について

### なぜ料金改定が必要なのですか？

人口減少や節水意識等による有収水量※の減少、高度成長期以降に整備した施設の更新需要の増加、昨今の燃料費の値上げや物価上昇に加え、近年頻発する自然災害への対応など、水道事業を取り巻く経営環境は厳しさを増している状況であり、今後、現行の料金のまま必要な工事を行おうとした場合、財源が大幅に不足することとなり、必要な工事を怠ると、腐食による水道管の破裂や設備の故障等により、漏水や断水が発生したり、水質が劣化したりする恐れがあります。

水道事業の目指すべき将来像について定めた「水道ビジョン」と、その将来像実現に向けた具体的な投資・財政計画を定めた「水道事業経営戦略」の見直しに伴い、財政シミュレーションを実施いたしましたところ、令和6年度以降年間の収支が赤字となることに加え、令和8年度には資金が枯渇するとの結果となっています。

安全な水の安定した供給のために、また、地方公営企業法におきましては、「水道料金の決定原則」により、「水道料金は、公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎として、地方公営企業の健全な運営を確保できるものでなければならない。（地方公営企業法第21条第2項）」とされていることから、この度、やむを得ず料金改定をさせていただくものです。

※有収水量とは、水道料金徴収の対象となる水量（≒皆様がお使いになる水量）のことです。

【漏水現場】



【老朽化により穴が開いた水道管】



## 新料金への移行はいつからですか？

施行日は令和 6 年 10 月 1 日を予定しています。ただし、新しい料金が反映される時期につきましても、経過措置を適用し、偶数月検針地区は令和 6 年 12 月検針分、奇数月検針地区は令和 7 年 1 月検針分からとなります。

※奇数月に検針する地域、偶数月に検針する地域、と市内を大きく 2 つに分けて検針を行っています。検針時にお配りしている検針票（水道使用水量等のお知らせ）に検針日の記載がありますので、お住まいの地域が奇数月検針か偶数月検針か、ご確認ください。（以下参照）

水道使用水量等のお知らせ	
お客様番号	0000000
令和 5 年 1 月分 ご使用期間	11 月 15 日～ 1 月 15 日
検 針 日	令和 5 年 1 月 15 日
メーカ番号 00000000	メータ口径 20 mm 検針員 ○○ ○○
水栓所在地 福岡1-1-1	
○○ ○○ 様	
今 回 指 針	260 m <sup>3</sup>
前 回 指 針	200 m <sup>3</sup>
交 換 時 水 量	0 m <sup>3</sup>
使 用 水 量	60 m <sup>3</sup>
水 道 料 金 (税率 10%)	6,382 円 (うち消費税等相当額 580円)
下 水 道 使 用 料 (税率 10%)	4,406 円 (うち消費税等相当額 400円)
請 求 予 定 金 額	10,788 円
うち合計消費税等相当額	980 円

※請求予定金額は契約内容の変更などにより変更になる場合もあります。

検針日が 1 月 15 日であるため、お住まいの地域は**奇数月検針**ということが分かります。

## 料金改定を回避するために努力はしたのですか？

水道事業は、地方公営企業法の定めに基づき、水道料金収入によって必要な経費を賄うことが原則とされています。しかしながら、本市の料金回収率<sup>※1</sup>は 100%を下回っており、水を供給すればするほど赤字となる「逆ぎや」が続いている状況です。

平成 20 年に、合併に伴う水道料金の統合を行ってから 15 年の間<sup>※2</sup>、老朽化した施設の更新費用を始め、企業債の利用や施設整備等によるダウンサイジング、1 日最大給水量の縮小、職員の削減など、様々な取組による事業費の縮減に努める一方で、加入金<sup>※3</sup>収入が好調であったことから、県内の他事業体と比較しても安価な水道料金を維持してまいりましたが、こうした取組みや加入金頼みでは今後の事業運営が厳しくなることから、料金改定をお願いするものです。

※1 水道料金収入によって、必要な経費をどの程度賄えているかを示す指標であり、100%以上が好ましいとされています。

※2 旧上福岡市で平成 10 年 2 月に料金改定を行い、平成 20 年に旧大井町が旧上福岡市の料金に合わせる形で料金統合を行いました。その後は平成 26 年、令和元年の消費税率の改定による反映を除き、料金改定は行っていません。

※3 加入金とは、新しく建物を建てる場合など、給水装置工事のお申込みの際にお支払いいただくものです。

## 借入金を増額することにより、料金改定を回避できるのではないですか？

収入確保の手段として、金融機関等からの借入れを増額することも検討いたしましたが、借金を増やすということは、現在の苦しい状況を先延ばしにするだけで、将来世代へ過度な負担を強いることを意味します。

経費の縮減を始め、借入れ、水道料金の改定など、様々な方策を視野に入れながら、各世代の負担バランスを平準化することが、経営の理想と考えます。

また、起債にあたっては埼玉県知事の許可が必要となりますが、赤字経営が見込まれる事業体に貸付許可が下りるかは不透明です。

## 事業に必要な費用は、税金を充てれば良いのではないのですか？

水道事業は、地方公営企業法の定めに基づき、水道料金収入によって必要な経費を賄う「独立採算制」が原則となっているため、本市におきましては、総務省が定める基準に該当しないものについて、一般会計からの繰入金（税金）を事業費に充てることは行っていません。

そもそも、市の行政サービスにつきましては、その効果が社会全体で享受されるものであることから、それに要する経費は税で賄うことが基本となっています。一方で、水道事業が提供するサービスにつきましては、その効果が使用者に限定され、受益の程度は、使用水量などによって容易に特定されることから、税金を投入することによるサービスの有無や大小に関係なく、市民の皆様に負担を求めることは公平とは言えません。

こうしたことから、安定的に水道を供給するために、水道使用者にご負担いただく水道料金の改定について検討をいたしました。

## 「平均改定率」とは何ですか？

今回の料金改定において、今後の必要経費と収入の見込み額から算定した全体での改定率が約 23.4%となるものです。

一律の値上げ率というものではなく、水道の口径や使用水量によって値上げの割合は上下します。

## 平均改定率の 23.4%はどのように算出しているのですか？

水道料金の算定については、水道法施行規則、及び日本水道協会が発行する「水道料金算定要領」に基づき、「総括原価方式」を用いて行っています。

総括原価方式とは、水道事業の維持および運営に必要な経費を「原価」として、それに見合った金額を水道料金として定める計算方法であり、本市においても、令和 6 年度から令和 10 年度の 5 年間で料金算定期間<sup>※1</sup>として定め、事業に必要な費用（総括原価）を算定<sup>※2</sup>し

## 水道料金の改定に関する Q&A

たところ、1年あたり約17億円の水道料金収入を確保する必要があるとの結果となりました。

現行料金における水道料金収入につきましては、約13億円から14億円の間で推移しているため、1年あたり3億円が不足する見込みとなっています。不足する3億円をいかに確保するか、割り戻しを行った結果、平均改定率が約23.4%となりました。

※1: 料金算定期間は、料金の安定性、期間的負担の公平、原価把握の妥当性及び水道事業者の経営責任の面など諸々の要素を考慮してみると概ね将来の3年から5年を基準に設定することが妥当であると考えられる。

※2: 動力費、受水費（県からの水の購入費）、委託料、修繕費、減価償却費など。

## 段階的な値上げや、料金改定の先延ばしはできないのですか？

今後、ますます増大する老朽化した水道施設の更新や耐震化を進めるにあたり、現行料金を維持したままでは、令和7年度に経営が赤字に転じ、令和8年度には資金が枯渇する見込みであることから、料金改定の実施に至ったものです。

改定後においても、決して経営に余裕が生じるわけではないことから、段階的な引き上げや、料金改定の先延ばしは難しい状況です。

## 上下水道審議会では、料金改定についてどのような意見が出ましたか？

上下水道審議会では、令和5年8月29日に水道料金の改定について諮問をしており、その後、審議（3回）を重ね、同年12月5日に答申を受けています。

審議の中において、「料金改定を実施した場合においても、引き続き事業の精査を行うことにより事業費の抑制を図り、経営の効率化と生産性の向上に努めること」を前提としたうえで、「インフラ施設の老朽化対策、及び予防・保全の面も勘案し、水道を安定的、かつ、継続的に供給していくためには、この度の料金改定はやむを得ない」とのご意見を頂戴いたしました。

## 料金改定について市民の意見は聞きましたか？

令和4年10月にふじみ野市内で水道を利用する約5万世帯を対象に、無作為に抽出した1,800世帯の一般利用者（市民）および200社の事業者に調査を実施いたしました。

調査の中で、水道事業の現状について解説を交えつつ、今後の事業経営のあり方、及びその財源につきまして水道利用者の意見を募ったところ、本市水道施設の耐震化整備につきまして、「整備のペースは現状を維持するべき」と及び「整備のペースを上げるべき」という回答が、一般使用者、事業者とも75%を超えており、老朽化対策につきましては、「整備のペースは現状を維持するべき」と及び「整備のペースを上げるべき」という回答が、一般利用者では76%、事業者では82%となっています。

また、整備に要する財源の確保方法につきましては、「必要最低限の範囲で水道料金を値上げし、収入を確保する」という回答が、一般利用者では52%、事業者では61%と、半数を超えていました。

水道料金の改定に関する Q&A

なお、整備に関する費用負担の問いには、「必要となる整備であれば、少くとも料金が高くなってもしかたがない」「より安心な整備のためには水道料金が高くなってよい」を合わせて、一般使用者では 68%、事業者では 71%と、いずれも 7 割前後の高い結果となっています。

※回答率は 43% (一般利用者：767/1,800 世帯、事業者：92/200 社)

## 物価の高騰が続き、家計も苦しい状況を踏まえて、配慮はしましたか？

---

新料金の設定にあたっては、現行の料金体系から、事業の維持・運営に必要な水道料金収入確保を前提に、様々な改定パターンを作成し、審議会にて審議を重ねてまいりました。

口径を問わず、一律に料金を改定したパターンや、家庭用など小口径に配慮したパターン、事業用など大口徑に配慮したパターン、更にそれらを折衷したパターンなど複数パターンの料金案を作成した中で、本市水道利用者のうち、ボリュームゾーンを占める家庭系の使用者に配慮したパターンを採用する審議結果となっています。

なお、料金体系案の作成にあたりましては、物価高騰により市民負担が増加していることを鑑みて、必要最低限の料金改定とし、基本料金<sup>※1</sup>と従量料金<sup>※2</sup>については、県内事業者のうち、本市と経営規模が同等である事業者および近隣事業者との比較を実施し、料金が高くなり過ぎないように配慮いたしました。

※1 基本料金とは、使用した水量にかかわらず、水道メーターの口径に応じて一定額請求される料金のことです。

※2 従量料金とは、使用した水量に応じて請求される料金のことで、使用水量に単価を乗じて計算します。

## 改定後の料金について

### 具体的に、どの程度料金が上がるのですか？

本市における水道使用料金収入の分布について使用水量別・口径別でみた場合、1か月あたり、口径 20 mm で 11 立方メートルから 30 立方メートルの利用者が最も多く、次いで口径 13 mm で 11 立方メートルから 20 立方メートルの利用者となっており、こちらが利用者全体の約 7 割を占めるボリュームゾーンです。

仮に、口径 20 mm で 1 か月あたり 20 立方メートルを使用した場合、現行料金 (税込) 2,091 円から改定後には (税込) 2,598 円となり、507 円の増額、口径 13 mm で 1 か月あたり 20 立方メートルを使用した場合、現行料金 (税込) 1,933 円から改定後には (税込) 2,361 円となり、428 円の増額です。

また、ボリュームゾーン以外につきましては、店舗などで最も利用者割合が多い、口径 20 mm のメーターで 1 か月あたり 65 立方メートルを使用する場合、現行料金 (税込) 8,168 円から改定後には (税込) 9,748 円となり、1,580 円の増額、事業用などで最も利用者割合が多い口径 50 mm のメーターで 1 か月あたり 190 立方メートルを使用する場合、現行料金 (税込) 3 万 6,655 円から改定後 (税込) 4 万 5,292 円となり、8,637 円の増額です。

※メーター口径及び使用水量は、検針時にお配りする検針票 (水道使用水量等のお知らせ) からご確認いただけます。(以下参照)

水道使用水量等のお知らせ			
お客様番号	0000000		
令和 5 年 1 月分 ご使用期間	11 月 15 日～ 1 月 15 日		
検針日	令和 5 年 1 月 15 日		
メーター番号	00000000	メーター口径	20 mm
		検針員	〇〇〇
水栓所在地	福岡 1-1-1		
	〇〇 〇〇 様		
今回指針	260	単位	m <sup>3</sup>
前回指針	200	単位	m <sup>3</sup>
交換時水量	0	単位	m <sup>3</sup>
<b>使用水量</b>	<b>60</b>	単位	m <sup>3</sup>
水道料金 (税率 10%)	6,382 円	(うち消費税等相当額	580 円)
下水道使用料 (税率 10%)	4,406 円	(うち消費税等相当額	400 円)
請求予定金額	10,788 円		
(うち合計消費税等相当額	980 円)		
※請求予定金額は契約内容の変更などにより変更になる場合があります。			
振替予定日 (納入期限) 令和 5 年 2 月 28 日			
参 考 使 用 量	年 月 分	指針 (m <sup>3</sup> )	使用水量 (m <sup>3</sup> )
	令和 4 年 11 月分	200	60
	令和 4 年 9 月分	140	60
	令和 4 年 7 月分	80	60

設置されているメーターの口径は  
**20 mm**ということが分かります。

2 か月間の使用水量は 60 立方メ  
ートルであることが分かります。  
(=1 か月 30 立方メートル)

## 1 世帯あたりの人数別の使用料はどのくらいですか？

---

本市におきましては世帯人数別の使用水量は調査しておりませんが、参考数値といたしまして、令和2年度に東京都が行った実態調査では、2か月あたりの使用水量について、世帯人数1人が8.1立方メートル、世帯人数2人が14.9立方メートル、世帯人数3人が19.9立方メートル、世帯人数4人が23.1立方メートル、世帯人数5人が27.8立方メートル、世帯人数6人以上では34.1立方メートルの平均使用水量であったと報告されています。

## 改定後の水道料金は、県内の他の市町村と比べて安いのか？高いのか？

---

埼玉県では、一般家庭の標準的な使用形態とされる口径13mm、1か月20立方メートルを使用した場合の水道料金比較を行っておりますが、県内55事業体の中で、改定前は6番目に安い料金(税込1,933円)でしたが、改定後は21番目に安い料金(税込2,361円)となります。

なお、県内の平均は税込2,547円であることから、改定後におきましても県内の平均値は下回る状況です。

## 生活保護受給世帯、低所得世帯や、生活困窮世帯に対する減免はありますか？

---

地方公営企業法において、水道料金収入によって必要な経費を賄う「独立採算制」が原則となっているため、ご利用いただいた水道水の量に伴う水道料金をお支払いいただくことが、水道利用者全体の公平性に繋がるものと考えています。

生活保護費につきましては、食費や光熱水費など、日常生活に必要な費用に充てるための生活扶助費が含まれていることから、生活保護受給者に対して減免を実施することが適切であるとは考えておりません。

また、生活保護受給世帯は、令和4年に行った検証の結果を踏まえ、生活保護を受けていない低所得世帯、生活困窮世帯との消費実態とバランスが図られているとされており、裏を返せば、生活保護を受けていない低所得世帯、生活困窮世帯につきましても、生活扶助費を含めた生活保護受給世帯と同水準の所得があると捉えることができることから、減免の実施は考えておりません。

令和5年10月1日に生活保護法による保護基準が改正され、新たな生活扶助基準が適用されており、改正後の生活扶助基準では、世帯構成により金額の上がる世帯があると認識しています。

また、改正後の生活扶助基準により、金額の下がる世帯につきましては、新型コロナウイルス感染症や、物価上昇などによる生活への影響を踏まえ、令和7年3月31日まで「臨時的・特例的な対応」が適用されるため、これまでの生活扶助費の金額のままになることから、水道料金におきまして特別な措置の実施は考えておりません。



## 水道事業の経営状況について

### 水道事業はそんなに経営が苦しいのですか？

水道事業の目指すべき将来像について定めた「水道ビジョン」と、その将来像実現に向けた具体的な投資・財政計画を定めた「水道事業経営戦略」の見直しに伴い、財政シミュレーションを実施したところ、現行料金を維持したまま必要な工事を行おうとした場合、令和6年度以降年間の収支が赤字となることに加え、令和8年度には資金が枯渇するとの結果となりました。

昨今、節水機器の普及など生活様式の変化や、中長期的に見込まれる人口減少の傾向を受け、給水収益は減少しており、給水原価（水道水1立方メートルあたりの製造単価）が供給単価（水道水1立方メートルあたりの収入単価）を上回る「逆ざや」が続くなど、水道水を供給すればするほど赤字になる状況にあります。

また、東日本大震災以降、ライフラインの耐震化の重要性が再認識されており、本市においても災害時の給水活動の拠点となる浄水場（配水池）の耐震化工事を優先的に進めてきた一方で、市内の水道管（総延長約331キロメートル）の多くは昭和40～50年代に埋設されたものであることから、今後老朽化した水道管の更新（耐震化）事業に要する費用は膨大なものとなることを見込まれています。

更新を怠ると、腐食による水道管の破裂や設備の故障などにより、漏水や断水が発生したり、水質が劣化したりする恐れもあることから、今後も安心・安全な水道水を安定的に供給するために、やむを得ず必要最低限の料金改定をすることといたしました。

### 近い将来に再び水道料金が値上げされることはないですか？

料金改定の実施、及び事業の精査や経費削減を今後も継続して取り組むことにより、財政シミュレーション上では、収益的収支が令和35年頃まで黒字を維持、また、資金残高についても令和42年頃までプラスを維持できる見込みとなっています。

こうした結果から、現時点におきましては、近々に再び水道料金の改定を行うことは考えておりません。

今後は、収益的支出に大きく影響する県水の受水単価改定の動向や、燃料費及び物価高騰等の情勢も勘案しながら、将来にわたり安全・安心で安定した良質な水の供給を図るため、水道事業経営戦略改定の時期に合わせ、5年に1度を目途に水道料金のあり方を検討してまいります。